

新居浜市バス・タクシー乗務員 人材確保支援事業補助金

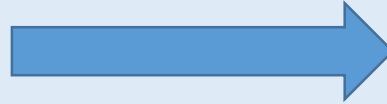
本補助金は、バス及びタクシーの人材確保を支援するため、事業者が従業員の第二種免許取得費用を負担した場合に補助する制度です。

【補助内容】

旅客運送事業者



第二種免許取得に係る
教習費用を負担



従業員



事業者が負担した従業員の教習費用の一部を補助します！

新
居
浜
市

<補助金の概要>

事業者が負担した従業員の第二種免許取得にかかる経費の2分の1

- (1) 大型第二種免許 最大25万円/人
- (2) 中型第二種免許 最大20万円/人
- (3) 普通第二種免許 最大15万円/人

※補助金の上限額は1事業者、1会計年度当たり、最大60万円

※国、地方公共団体等のそのほかの団体から補助を受けている場合、当該補助金額を控除した金額が補助対象経費となります。

【補助要件等】

○補助対象事業者について

- ・ 新居浜市内に事業所を有し、新居浜市内を営業区域として運行していること
- ・ 補助対象事業に係る 従業員を乗務員として、新居浜市内を発着場所として運行する業務に従事させ、補助金交付日から起算して6か月以上継続して雇用すること。

○補助金の交付申請について

- ・ 従業員に第二種免許を取得させた年度の3月31日までに申請が必要です。
申請手続きについては、地域交通課HP又は以下にお問い合わせください。

お問
い合
わせ
先

新居浜市 経済部 地域交通課
TEL：0897-66-7010
新居浜市一宮町一丁目5番1号 本庁舎4階



地域交通課HP